

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

分限事由	処分の種類				合計
	降給	降任	休職	免職	
心身の故障のため、長期の休養を要する場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
合計					

(2) 懲戒処分者数（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

懲戒事由	処分の種類				合計
	戒告	減給	停職	免職	
法令、条例等に違反した場合					
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	2人				2人
合計	2人				2人